

京都の福祉

544

2015.3 March



●550名超が相案に集まる！

第3回 きょうと地域福祉活動実践交流会開催

里親制度をご存知ですか？

●夢中！熱中！ふくしびと

コサージュづくりの様子(ちくもう)

もえくさ

▼ある大学院生から社協が取り組む「法人後見」制度の運用状況について、ヒアリング調査を受けた。法人後見は、判断能力が低下している人を支える成年後見制度の1つとして、後見人の役割を法人が担うものだ。平成12年に社会福祉基礎構造改革によって福祉サービスの「契約化」が推し進められたことが背景にある▼しかし、制度が完成しても真に援助を必要としている人に行き届くのかは別問題だ。後見人の人材不足、制度利用支援の財源が脆弱であるなど制度実施を支える受け皿が少ないということもあるが、広く住民の関心や意識が十分に高まっていないこともある。15年経過した現在、ようやく京都市内の社協で法人後見に取組む動きが出てきている▼4月からは、生活困窮者自立支援制度、改正介護保険制度、子ども子育て支援新制度など重要な社会福祉の仕組みが新しく本格実施される予定だ。これらの制度は果たして本当に支援を必要とする人に行き渡り、住民の生活を豊かにする社会資源として定着するのだろうか▼制度の担い手として、社会福祉従事者や法律、医療の専門家、行政職員が果たす役割は大きい。しかし、もっと大切なのは、当事者や家族が願いや思いを表明できる場、地域住民が制度の運用や施策のあり方に意見参加する場づくりではないか▼諸制度は「お上から与えられるものではない。住民は、与えられた諸制度や政策の利用者としての受け身ではなく、住民自らが暮らしの問題に関する制度や政策を創り出す主体者として目覚めることこそが重要だと思う。社協の本来の役割は、まさにこの住民の主体性を育み、民主的なプロセスや風土を地域に築くことこそが重要だということを忘れてはならないと思う。

(TS)

第3回



きょうと地域福祉活動 実践交流会開催

550名超が相楽に集まる！

第3回きょうと地域福祉活動実践交流会「“街ならではの”“田舎ならではの”のご当地実践！～つながりの先に見えるもの～」(第3回きょうと地域福祉活動実践交流会実行委員会、京都市市町村社協連合会・京都府社協主催)を12月13日(土)にけいはんなプラザ(精華町)を会場に開催いたしました。

当日は寒波が襲来し、全国的に寒い一日となりましたが、会場内は当初予定の300名を大きく超える550名の参加者で熱気に溢れました！また、開会式には、京都府をはじめ、地元1市3町1村からも市町村長に御出席をいただくなど、自治体としても大きな後押しをいただきました。



みんなで育てていく 地域福祉

基調講演・クロージングコメントにご登壇頂いた、同志社大学大学院教授の上野谷加代子先生は「社会福祉を忘れたところに幸せはない。」「サロンは“生き物”。みんなで育てていかないといけない」と住民目線、かつ公私の協働の大切さをお話しい

ただいま
した。ま
た、住民
活動に加
えて、地域の企業等との連携・協働
(地域展開型CSR)の大切さも強調
されていました。



上野谷 加代子先生

第1分科会

つながりを広げよう 地域における見守り活動

基調講演の後、2つの分科会に分かれて相楽地域各地での住民が主体となつて活動されている実践から学ぶ時間となりました。第1分科会では、木津川市社協鹿背山区支部、精華町光台六丁目小地域福祉委員会「ひとまわりの会」、和束町の株式会社大北リサイクルから実践活動の報告がありました。(コーディネーターは精華町社協杉山事務局長)



ど地域ぐるみで、活動を行っています。一方精華町光台は、比較的若い世代が多く高齢化率も13・2%と鹿背山とは対照的な地域。地域的なつながりや、共通の価値観を得ることが難しい中で、まずは地域で個々に行われている活動をゆるやかに繋ぐネットワークづくりを目指していると報告がありました。

また、和束町の大北リサイクルからはゴミ収集の“ついで”に高齢者の安否確認を行う取り組みの発表がありました。利用者の情報については地元社協と連携し、しっかり地域に返していきます。地域にとってはさりげない見守りの機会が増えたこと、企業にとっては企業活動に差し支えない範囲で地域の課題解決に貢献できたこと、双方にとって良い“活動”になっています。

第2分科会

困ったときはお互いさま 住民参加の「生活支援」活動(サービス)

第2分科会では、木津川市社協兜台区支部、笠置町軽度生活援助サービス、南山城村外出支援サービスの報告をもとに学び合いの時間となりました。(コーディネーターは南山城村社協末廣事務局長)

木津川市兜台は、街びらきから28年。都市機能は充実している反面、地縁や血縁は希薄な地域です。ニュータウンと言われたこの地域も高齢化の現実が迫ってきている中、福祉委員が中心となって取り組んでいる「配食サービス」の活動を軸にしながら、住民同士の交流や、助け合える地域“を作る実践”をしています。

一方、笠置町や南山城村は、京都市内の中でも総人口が少ない町村です。地域全体の顔が見えている関係はあるものの、一方で高齢化率の高さから担い手も高齢化。笠置町では、身の回りの軽易な困りごとを住民である協力が手がける、軽度生活援助事業の仕組みをつくり、住民同士が支え合っています。南山城村では、買い物に行く手段に困っている住民

の声に、地域とボランティアと社協が出来ることを協力しあつて、買い物ツアーを試行しています。いずれも地域における“助け合い”を仕組みとして高めることにより、結果的に“良い地域づくり”につながっています。



共有・共感へ つながりの先に見えるもの

クロージングでは各分科会からの報告があり、参加者全体で各地域での実践を共有することができました。参加者からも「頑張っているボランティアの報告に勇気づけられた」「ボ

ランティアは継続が大事」「当事者の思いが伝わった」など実践者同士でこそ共感する感想も数多く寄せられました。

本交流会の開催地である相楽地域は、日本で数少ない人口増加地域と少子高齢化にともなう人口減少地域が共存している地域です。均衡ある地域社会のモデルともなりうる場所

で今回の交流会を「つながりの先に見えるもの」をテーマとして開催できたことは、意義深いものであったと考えています。

里親制度を ご存知ですか？



保護者の病気や離婚、虐待など様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、公的な責任で養育することを社会的養護といいます。社会的養護には、施設で子どもの養育を行う施設養護（児童養護施設、乳児院等）と養育者の家庭に子どもを迎え入れる家庭養護（里親、ファミリーホーム）がありますが、京都市の現状としては施設養護が約9割、家庭養護が約1割と、ほとんどを施設養護が担っています。

現在、国の方針として家庭養護を推進する方向になっていますが、家庭養護の担い手の1つである「里親」について、言葉は知っているけどどういふものかはよく知らない」という方も多いのではないのでしょうか。今回、里親の現状や課題について、京都市内の里親支援に携わっているお二人にお話を伺いました。

「あたりまえ」のことを 経験することが大切

お話を伺ったのは、里親サポートセンター青い鳥の西村孝子さんと、児童養護施設京都聖聖会の副施設長兼里親支援専門相談員の松本由美子さん。西村さんは、京都市からの委託で社会福祉法人積慶園に設置された里親サポートセンター青い鳥のチーフとして、

スタッフの方々とともに、里親への訪問支援や相談業務、里親の新規開拓、里親制度の周知活動などに取り組みられています。松本さんは、京都聖嬰会の里親支援専門相談員として、入所している子どものホームステイ事業（週末里親）の利用検討、調整などもされています。

ています。

「信頼できる大人や、家族に

囲まれて生活することで、家庭や地域での生活を身近に体験しモデルを形成していくことができる。『大切にされている』という

『愛されている』という思いが安心感、信頼感を生み

自立する力を育てていく。自分のためだけの人がいることの大切さを常々感じている」と西村さん。松本さんも「施設でも個別対応をしているが、

さんの思いはもちろんのこと、親御さん（実親）の思いも大切にしたい。子どもにとつての親（実親）は、どのような状況に

況にあってもかけがえのない大切な人であることを里親さんにも分かってもらいながら里親支援をしたい」と話され

里親を 知ってもらうために

平成24年度に、国において児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の配置が制度化されました。京都市では、平成26年4月にすべての児童養護施設、乳児院（全9施設）に配置され、「児童相談所、児童福祉主管課、施設、サポートセンター」がみんなで関わって考える体制ができた」といいます。しかし、今後委託を進めていく上では、まだまだ里親が足りていないというのが現状です。

里親そのものを知らない人も多く、「里親の話をしてもらっても、その子を預かるなんて大変」という反応をされることもある」と松本さん。里親になる人を増やすためには、里親制度を知ってもらう必要があります。

は出前講座をしており、西村さんを中心に講師を派遣されています。これまで、民生委員や行政の福祉担当者向け、大学や病院などで講座をされ、教師を目指す大学生から「将来担任するクラスに里親家庭の子どものがいるかもしれないから話を聞けて良かった」という感想があったり、「里親はできないけど施設でのボランティアならできる」と、施設に來られた方もいるそうです。最後に、伝えたいことはあります。かとお聞きしたところ、「まずは里親を知ってほしい。子どもにとって必要な制度であることを知ってもらいたい。応援団になつてもらって、そこから里親になつてもらえる人が増えていけばうれしい」とお二人は熱く語りました。



子ども、実親、里親にとって最良の方法を探りながら、丁寧な支援に心がけておられることがうかがえました。

里親になる人が増えていくには時間がかかるかもしれませんが、里親のことが、里親の元で暮らしている子ども、施設で暮らしている子どもがいるということを一人でも多くの人に知ってもらえれば、里親や施設、子どもたちのサポートにもつながります。今回の取材を通して、地域で子育てをする、子どもたちを社会で育てるという視点で、地域での支援や取り組みを推進していきたいとの思いを新たにしました。



里親とは…

親の病気や離婚、虐待などいろいろな事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。児童福祉法に基づいて、昭和23年から実施されています。

【里親の種類】

(1) 養育里親

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが適当でない子どもを、実親が育てられるようになるまで、又は子どもが社会的に自立できるようになるまでの一定期間養育する里親。

(2) 専門里親

専門的な援助を必要とする子ども（虐待を受けた子どもや障害のある子ども、非行傾向のある子ども）を養育する里親。

(3) 親族里親

死亡や行方不明、入院などにより、両親が養育できなくなった子どもを養育する、その子どもの扶養義務者（祖父母等）及びその配偶者である親族。

(4) 養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親。その他、5～6人の子どもを養育するファミリーホームや、児童養護施設で生活している子どもたちを週末や夏季・冬季の長期休暇期間等だけ預かるホームステイ事業（週末里親）もあります。

【里親になるには】

特別な資格は必要ありませんが、都道府県等が実施する養育里親研修を修了し、養育里親名簿に登録されている方であつて、次の要件を満たしていなければなりません。

- 子どもの養育についての理解や熱意と愛情を持っていること
- 経済的に困窮していないこと
- 子どもの養育に関し虐待などの問題がないこと
- 同居人に、児童虐待などの欠格事由の該当者がいないこと



左：松本由美子さん 右：西村孝子さん

「将来の家庭像」として育まれます。現在、京都聖嬰会でも4名がホームステイ事業を利用しているそうです。施設に帰ってきたときに、「アツアツのチャーハンが出てきた！」と喜んだり、「おばちゃん（里親）のこのだしは…」と話す子どももいて、家庭での様々な経験ができています。松本さんは「施設ではあたりまえのことも家庭では違う。家庭であつてほしい」と話されています。

また、西村さんは「里親支援をするにあつては、里親





私が福祉の仕事を目指したきっかけは、中学3年生の頃、テレビで福祉の人材不足を目にしたことからです。私でも役に立てるのであればと思い、福祉の勉強ができる高校へ進学することになりました。

私と『ちくもう』の出会い、

高校2年生の夏休みでした。介護福祉士の受験資格の為、『ちくもう』で実習を受けさせていただきました。障害がある人達と初めて過ごす事にとても緊張していたのを覚えています。利用者の方達と一緒に製品を作る事で気持ちの交流ができたと思えました。実習が終わってからも記念品の注文が多く入っていた為、夏休み中もずっと行かせていただきました。楽しいお喋りをしながら「ものづくり」をし、穏やかな時間が過ぎる『ちくもう』がとても楽しかったです。

介護福祉士を取得し、高校卒業後にご縁をいただき『ちくもう』に勤めるようになり、17年が過ぎました。3人の母となつた私が仕事を続けられているのは、職場のご理解、家族の支えがあつての事と本当に感謝しています。正直、仕事も家庭も中途

半端だと何度も悩みました。そんな時に思い出すのは、利用者の方達の笑顔です。力になりたいて思っていたのに、いつも力をもらっています。

私が出来ることを精一杯頑張る、これからもみなさんと笑顔で過ごしたいと思っています。



本物のお花そっくりです

夢中! 熱中!

だから続けたい この仕事

ふくしびと

福祉の現場で働く人たちの熱い想いメッセージを伝えるコーナーです。京都府内で「熱い福祉」を「夢中」で実践している方々にスポットをあてて、元気や楽しさ、やりがい「生」の声でお届けします。

職場の理解、 家族の支えに励まされ

利用者の笑顔に いつも力をもらっています

神社 弥生さん

●かんじゃ やよい
施設名: 社会福祉法人 竹毛希望の家 障害福祉サービス事業所 ちくもう
事業所住所: 〒620-0051 京都府福知山市昭和新町100番地
HP/URL: <http://chikumo.or.jp>
TEL.0773-23-4503 FAX.0773-23-4656
職種: 生活支援員
経験年数: 17年
▶好きな言葉: 感恩先苦(かんおんせんく)
▶夢中になっている事: 子どもたちのスポーツ観戦



こんなとき、どうします? Q&A

京都府社会福祉法人経営者協議会

Q 「就業規則の見直し」について取り組んでいますが、今日的に問題となっているハラスメントに対しては、どのように対応したらいいのか、具体的な取り組みを教えてください。

A 2007年4月に改正「男女雇用機会均等法」が施行され、セクシャルハラスメント(セクハラ)の防止措置を事業主が行うことが義務付けられました。

また、最近の「経営相談」の中で、パワーハラスメント(パワハラ)がもとで、うつ病を発症した、という相談事例がありました。こうした「パワハラ」は傾向としては増えてきているようです。「パワハラ」は、法律の規制はありませんが、「セクハラ」と同様に事業者はきちんとした対応措置が必要です。

- | | |
|---|---|
| 規定内容 <ol style="list-style-type: none"> 1. 就業規則の「服務条項」で、セクハラ・パワハラ行為の禁止をはっきりと明記すること。 2. また、その詳細を「防止規定」で別途定めること。そのポイントは、 | <ol style="list-style-type: none"> ①対応マニュアルを作成する ②定義を定める ③相談窓口の設置(プライバシーの保護・不利益取扱の禁止) ④懲戒規定との関連性をとる |
|---|---|

経営者の皆様へ 社会福祉法人新会計基準への移行をはじめ、法改正による職員処遇の見直しの必要性が色々と発生しております。規則・規程の改定や“先”を見据えた安定経営のための方策が、今後必要となってまいります。

経営に関する疑問・相談がありましたら何でも「経営相談室」にご相談ください。インテーク相談は「無料」です。

福祉施設経営相談室

TEL・FAX 075-252-6301
E-mail keiei@kyoshakyo.or.jp
開設時間 月・水・金 10時～17時
火・木 10時～16時

トピックス

Topics

災害ボランティアセンターの常設化促進の研修会を開催 ～多様な団体の連携・協働を考える～

京都府災害ボランティアセンターは、去る1月23日(金)に、メルパルク京都において「災害ボランティアセンターの連携・協働とは」をテーマに研修会を開催しました。

今回の研修会は、近年京都府内でも頻発している自然災害に対し、機敏に対応できるよう市町村域での災害ボランティアセンター(以下「災害VC」)の常設化が急務の課題となっている中、災害VCの役割や意義について今一度確認することを目的に開催したものです。

最初に、宮城県社協の北川進氏から「災害ボランティアセンターの課題と今後の在り方」と題して、宮城県での東日本大震災以降の取り組み実践と総括を踏まえ、連携・協働のあり方についてお話をいただきました。その後、山城青年会議所の尾形賢氏、NPO法人の大崎将弘氏に京都府社協を交えてパネルディスカッションを行

い、京都が目指す災害VCのあり方(連携・協働)について議論を深めました。府災害VC加盟団体はじめ、社協職員、行政関係者など65名の参加があり、それぞれが災害VCの常設化を進めるにあたって、改めて「災害VCとは何か」という本質を考える機会となりました。



相談 「きょうとハート基金」をご存知ですか？

災害時に福祉施設を支え合うために

「きょうとハート基金」は、福祉施設や企業の経費(光熱水費など)をクレジットカードで支払うことで、利用額に応じたポイントを基金として積み立て、福祉施設に助成するという仕組みです。助成は、災害時の施設復旧や防災・減災の取り組みなどが対象となります。災害時に公的財源では賄えない復旧経費を、施設間で相互に支え合うために、また想定外の事象への備えとしても、多くの福祉施設や企業に導入を呼びかけています。

ぜひこの機会にクレジットカードでの支払いの変更をご検討ください。

詳しくは本会までお問い合わせいただくか、本会ホームページ(きょうと福

祉パートナー事業・きょうとハート基金 <http://www.kyoshakyo.or.jp/f-partner/fund/>をご覧ください。

TEL.075-252-6291

案内 施設の新築や増改築を考えておられる社会福祉法人の皆さまへ

府社協では低利による融資を行っています

本会では、京都市内(京都市を除く)の社会福祉法人に対し、「施設整備等融資金貸付事業」を行っています。貸付対象事業には次のようなものがあります。

- 社会福祉施設の新設や増築費用
- 社会福祉施設の修繕や改築費用
- 固定設備や屋外設備、器具等備品の整備費用
- 施設の新設等を行うための土地取得費用

- (独)福祉医療機構の貸付金や地方公共団体の補助金が交付されるまでのつなぎ資金

貸付限度額は50,000,000円(特養のみ100,000,000円)、償還期間は10年以内で、貸付利率は、(独)福祉医療機構の貸付利率を適用しています。なお、この融資金は(独)福祉医療機構と併せて借入することが可能です。貸付事例として、保育園舎の耐震化に向けた改築やグループホームの増築、設備の老朽化に伴う取替工事等への貸付があり、これまでに60以上の社会福祉施設にご利用いただいています。詳しくは、本会ホームページ(市町村社協・福祉事業者の方へ)をご覧ください。本会までお気軽にご相談ください。

TEL.075-252-6291



DVに
気づいてください!

被害経験者は約30%。あなたにも身近な問題です。なぐる・けるだけが暴力ではありません。脅迫や人格を否定するような精神的な暴力もあります。被害者自身や周囲の方がDVに気づくことが、解決の第一歩です。

京都府府民生活部男女共同参画課

TEL.075-414-4291

<http://www.pref.kyoto.jp/josei/index.html>

福祉事業を始めるなら

賠償責任保険は必須です!

福祉事業者総合補償制度

「まごころワイド」をおすすめします。

充実の賠償責任補償制度、
安価な傷害見舞金補償制度など
必要なプランを組み合わせでご加入いただけます。

福祉専門チームによる安心の事故対応

詳しい補償内容はこちらまで

福祉の保険「まごころワイド」取扱代理店

京都の総合
保険代理店



株式会社 エスアールエム

専用TEL **075-822-8613**

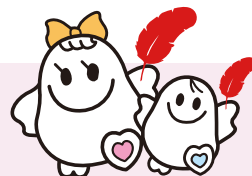
福祉の保険
ホームページ

www.srm-net.co.jp/smile/

引受保険会社: 三井住友海上火災保険株式会社

この広告は保険の特徴を説明したものです。
詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

ボランティア活動には「ボランティア保険」
イベントを開催されるときには「福祉行事保険」も併せてご利用ください。



本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。

- 「京都の福祉」へのご意見、ご感想、とりあげてほしいテーマなどをお寄せください。表紙の写真も募集中です。(テーマ「笑顔」)

- 本会へのご意見等は、下記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。

<http://www.kyoshakyo.or.jp>

京都府社協

検索

